

# タイ向け輸出に係る選果こん包施設認定実施要領

## 第1条 目的

本要領は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下、「輸出促進法」という。）、タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という。）及びタイ王国保健省告示（2020年第420号）「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」に基づき、栃木県（以下、「県」という。）が、タイ向け輸出に係る選果こん包施設を認定するにあたり必要な事項を定める。

## 第2条 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 施設の責任者

タイ向けに青果物を輸出しようとする選果こん包施設（以下、「施設」という。）の責任者とする。

### (2) 認定

告示が定める認定基準を満たしている施設として、輸出促進法の規定に基づき、県が認めることをいう。

### (3) 申請者

施設の責任者又はその代理人とする。

### (4) 認定基準

告示の附属文書2において定める基準をいう。

### (5) 検査

認定基準を満たすか否かを判断するため、認定の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

## 第3条 認定の申請方法

申請者は、認定申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、検査を希望する日の2週間前までに認定を申請する施設の所在地を所管する県農業振興事務所長宛て提出する。

なお、代理人が申請する場合においては、施設の責任者が作成した委任状（別記様式第2号）を申請時に添付し提出するものとする。

## 第4条 検査の実施等

### (1) 検査

検査は、原則として認定申請書に記載された検査希望日に実施する。ただし、当該日において検査の実施が困難であると判断される場合には、県農業振興事務所（以下、「事務所」という。）協議の上、別日において検査を実施することができる。

なお、検査は、選果こん包の実施期間中に行わなくてもよい。

検査は、認定申請書の提出を受けた農業振興事務所の職員（以下、「検査員」という。）2名以上で検査を行う。

検査員は、対象施設が認定基準を満たすか否かについて、告示の附属文書3において定めるチェックリスト及び採点基準（別紙1）に基づく確認及び、施設の責任者へのヒアリング等により行う。

(2) 再検査の実施

検査の結果、認定基準を満たしていないことが確認された場合には、初回の検査から1か月以内に再度検査を受けることができる。

なお、再検査は、初回の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、確認を省略できるものとする。

(3) 検査結果の開示

検査を実施した事務所は、施設の責任者から求めがあった場合には、検査結果を施設の責任者宛て開示するものとする。

## 第5条 認定の通知及び証明書の有効期間等

(1) 認定の通知

検査により、当該施設が認定基準を満たしていることが確認された場合、検査を実施した事務所は、認定申請書に記載の登録選果こん包施設番号ごとに証明書（別記様式第4号）を発行し、証明書を認定通知書（別記様式第3号）に添付の上（以下、「認定通知書等」という。）、申請者に通知する。

(2) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は3年間とする。

(3) 証明書の原本証明の発行

証明書の原本証明（以下「原本証明」という。）発行を希望する、認定を受けた施設の責任者は、原本証明発行申請書（別記様式第5号）を、認定通知書を発行した事務所へ申請する。事務所は申請内容を確認し、問題がないと認める場合は、事務所で保管する証明書（副本）を偽造防止紙に複写し、原本と相違ない旨と日付を記入及び押印することにより原本証明を発行する。

(4) 原本証明の実績報告

原本証明を受けた者は、発行年度内における使用状況について、原本証明使用実績報告書（別記様式第6号）を発行日の翌年度4月30日までに認定通知書を発行した事務所宛て提出する。

## 第6条 認定に係る費用

認定に係る費用は、栃木県手数料条例に定める額とする。

## 第7条 証明書の目的外使用の禁止

証明書及び原本証明は、タイ向けの輸出時に輸出業者に対しその写しを提供する目的以外に使用してはならない。

## 第8条 証明書記載事項の変更

(1) 証明書記載事項の変更申請

認定を受けた施設の責任者は、証明書の有効期間内において、認定内容に変更が生じた場

合には、証明書記載事項変更申請書（別記様式第7号）により、認定通知書を発行した事務所宛て遅滞なく報告する。

## （2）証明書の再発行等

証明書記載事項変更申請書を受理した事務所は、必要に応じて再検査を実施し、変更内容を反映した証明書を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とし、証明書の再発行があった際には、認定を取得した施設の責任者は、当初発行の証明書の原本を、認定通知書を発行した事務所宛て遅滞なく返却する。

## 第9条 認定の取消

認定を行った事務所は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認定を取り消し、認定取消通知書（別記様式第8号）により施設の責任者宛て通知する。

- （1）認定を受けた施設の責任者の取組が認定基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ事務所等による改善指導に従わない場合
- （2）認定を受けた施設の責任者の申請内容や報告に虚偽が判明した場合
- （3）認定を受けた施設の責任者が証明書を不正に使用した場合
- （4）その他、認定を受けた施設の責任者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

## 第10条 秘密保持義務等

本要領に基づく認定業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

## 第11条 苦情等への対応

### （1）体制の整備

認定を受けた施設の責任者は、本要領に基づく認定を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

### （2）認定を受けた施設の責任者の責務

認定を受けた施設の責任者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

## 第12条 その他

本要領に定めるもののほか、認定の実施に係る必要な事項については、別に定める。

## 附 則

本要領は、令和3（2021）年3月25日から施行する。

なお、令和元（2019）年7月17日付け「タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証実施要領（以下、旧要領」という。）は本要領の施行をもって廃止する。

ただし、本要領施行前に旧要領により認証したものは、本要領第五条の規定により認定された

ものとみなす。

**附 則**

本要領は、令和3（2021）年9月22日から施行する。

**附 則**

本要領は、令和4（2022）年3月22日から施行する。

**附 則**

本要領は、令和4（2022）年9月20日から施行する。